

令和5年12月13日

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社柳沢建設に対して指名停止措置を行いました。詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：安達 研

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社柳沢建設	秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯 15-10

### 2 指名停止措置期間：

令和5年12月13日～令和6年1月23日（6週間）

### 3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

### 4 事 実 概 要：

株式会社柳沢建設は、秋田県鹿角市発注の「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改造工事（機械設備工事）」において、虚偽の施工体制台帳等を作成し、その写しを発注者に提出した。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年10月30日、建設業許可部局である秋田県知事から営業停止処分（7日間）を受けた

### 5 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表2第13号に該当する。

○工事請負契約に係る指名停止等措置要領 別表第2 ー 抜粋 ー

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反) 13. 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内